

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

グループホーム ラ シーク桂台 重要事項説明書

令和6年 6月 1日現在

ご利用いただく(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスについて、契約を締結する前に、内容について説明致します。説明後、本書面の説明を受けたことを証するため、本書面最終面に署名押印をお願い致します。

1 【(介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスについての相談窓口】

相談窓口担当者 管理者：中村 昌史

電話 0554-56-8739 (午前8時30分～午後5時30分)

FAX 0554-56-8740

HP <http://www.heisei294.org>

2 【(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業の概要】

(1) (介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業の内容等

- ・法人名 社会福祉法人 平成福祉会
- ・事業所名 グループホーム ラ シーク桂台
- ・事業所所在地 山梨県大月市猿橋町桂台一丁目99番
- ・介護保険事業所番号 1991400035

(2) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護事業 管理者	認知症介護実践者研修修了 認知症対応型サービス事業者管理者研修修了 介護福祉士 介護支援専門員	1名	0名	全体マネージメント 保健衛生管理 介護サービス品質管理
計画作成担当者	介護支援専門員 認知症介護実践者研修修了	2名	0名	計画作成・評価・ニーズ把握
介護職員	介護福祉士	8名	0名	介護業務・身体、認知機能の維持、向上サポート
	2級ヘルパー 介護職員初任者研修修了者	4名	0名	介護業務・身体、認知機能の維持、向上サポート

(3) 職員勤務体制

勤務種別	時間
早番	7:00~16:00
日勤	8:30~17:30
B勤	11:00~20:00
D勤	10:00~19:00
遅番	13:00~22:00
夜勤	22:00~7:00
管理者	8:30~17:30
パート4	11:00~16:00
パート6	9:00~16:00
パート7	8:00~12:00・16:00~18:00

(4) 設備の概要

- | | |
|-----------|---|
| ① 建物構造・面積 | ・軽量鉄骨造 2階建
・敷地面積 967.06㎡
・1F面積 408.42㎡ (内125.04㎡はデイサービス)
・2F面積 299.18㎡
・延べ床面積 707.60㎡ |
| ② 居室の数と面積 | 居室数 1ユニット9室 (11.32㎡) × 2 合計18室 |
| ③ トイレの数 | 各階3箇所 合計6箇所 |
| ④ 浴室の数と種類 | 各階1箇所 合計2箇所 (個浴ユニット) |
| ⑤ 台所および食堂 | 各階1箇所 48.00㎡ |
| ⑥ 防災設備 | 各室にスプリンクラーが設置されており、消防署への自動通報装置等が設置されています。 |

3 【サービスの内容】

サービス開始前に、利用者の方やご家族、担当ケアマネジャー等とよく話し合い、サービス内容を決定します。「ケアの三原則（自己決定・能力の活用・生活の継続性）」を守り、利用者の自立した生活に向け援助します。

特に認知症の「症状進行の緩和に資するよう目標設定し」、「介護質の評価を行い」、「常に改善を図り」「個々の利用者に応じた介護」に努めます。

- ① 送迎：送迎を必要とする利用者に対し、送迎サービス、移動、移乗介助等を行います。
- ② 食事：カロリー計算に基づいた献立を調理し、口腔機能に合わせた食事形態で提供します。
※病状に応じた食事については、ご相談下さい。

- ③ 入 浴：利用者の状態に合わせ福祉用具の使用・援助を行っていきます。
- ④ 排 泄：利用者の状態に合わせてトイレ介助、オムツ交換等の援助を行います。
- ⑤ 機能訓練：日常生活を営むのに必要な機能の低下を防ぐためのサービスを提供します。
- ⑥ アクティビティ：利用者の希望に添って諸活動を行います。
- ⑦ 生活相談：利用者及びその家族の日常生活における介護、環境整備、手続き等に関する相談、助言を行います。

4 【料金】

(1) 基本分（介護報酬分）

利用料金は、保険者の発行する介護保険負担割合証に定める負担割合の額となり、下記のとおりになります。

区分	負担割合（1割）/日	負担割合（2割）/日	負担割合（3割）/日
要支援2	749円	1,498円	2,247円
要介護1	753円	1,506円	2,259円
要介護2	788円	1,576円	2,364円
要介護3	812円	1,624円	2,436円
要介護4	828円	1,656円	2,484円
要介護5	845円	1,690円	2,535円

加算内容

加 算	負担割合（1割）	負担割合（2割）	負担割合（3割）
初期加算 ・入居した日から30日の間 ・医療機関に1カ月以上入院し退院後、再入居した場合（30日の間）	30円/日	60円/日	90円/日
入院時費用 ・入院後、3カ月以内に退院が見込まれる利用者の退院後の受入体制を整えていること（1月に6日を限度）	246円/日	492円/日	738円/日
サービス提供体制強化加算（I）	22円/日	44円/日	66円/日
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	240円/日	360円/日
退去時相談援助加算 （利用者1人につき1回を限度）	400円	800円	1,200円

※介護職員等処遇改善加算（I）

1日あたりの自己負担額、加算の額に18.6%を乗じた額を別途お支払いいただきます。

- (2) 家賃月額 / 57,000円
- (3) 食事の提供にかかる費用月額 / 1,300円
- (4) 管理費月額 / 30,000円
- (5) 貴重品管理費月額 / 50円
- (6) おむつ代 / 自費
- (7) 日常生活品 / 自費

なお、月の途中での入退居の場合(1)(2)(3)(4)(5)は、日割りとなります。

※入院時に、お部屋を維持される場合には、家賃・管理費が掛かります。

※退居時には、ルームクリーニング・マットレスクリーニング費用が掛かります。

5 【請求とお支払い方法】

- (1) ご利用料金、その他の費用は、月毎に請求いたします。
- (2) 請求書は、毎月の金額を明らかにした明細書を添えて、利用月の翌月26日（休日の場合には翌営業日）に、口座振替、現金にてお支払い頂きます。
- (3) お支払いが1カ月以上遅延し、利用料金を支払うよう勧告したにも関わらず7日以内に支払いがなされなかった場合には、契約を解約させていただいたうえで未払い分をお支払いいただきます。

6 【入居の手続】

- ・施設に直接申込みをしていただきます。
- ・利用申込みは「利用申込書」に必要事項を記入し、申し込んでいただきます。
- ・申込み後、ご本人との面談、入居判定会議で調整のうえ決定いたします。入居が内定した後、健康診断書が必要となります。

7 【(介護予防)認知症対応型共同生活介護の特徴等】

(1) (運営の方針)

本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。

- ・利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供出来るようにします。
- ・事業所は、認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、利用者・利用者の家族、事業所の所在する大月市の職員、地域住民の代表等により構成される協議会（運営推進会議）を設置し、概ね2か月に1回程度「運営推進会議」からの必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとします。
- ・利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。
- ・適切な介護技術を持ってサービスを提供していきます。
- ・常に提供したサービスの質の管理、評価を行っていきます。

(2) (事業の目的)

・本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった要介護者等に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的としています。

- ・事業所は、介護保険法等の趣旨に沿って、要介護者等の意思及び人格を尊重し、認知症対応型生活介護計画に基づき、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境での生活を継続できる事を目指し、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他生活全般にわたる支援及び機能訓練を行います。

8 共同生活介護の考え方と提供方法

(1) 共生活介護の考え方

- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は、利用者の身体的状況を勘案した上で、介護計画を作成し、その介護計画に基づき必要な援助を行います。利用者の認知症の症状を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、また、利用者がそれぞれの役割をもって家庭的環境のなかで生活が送れることにより達成感や満足感を得て、意欲的に日々を過ごす事ができるように支援していきます。
- ・利用者が自らの趣味、嗜好に応じた活動、充実した生活が送れるよう支援し、精神的な安定、悪性周辺症状の減少および認知症の進行を緩和するよう努めます。
- ・サービスの提供については、親切丁寧を旨とし、利用者および家族に対しサービスの提供方法を説明し、ご同意を頂きます。また、利用者または他の利用者等の生命または身体の保護をするため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。

(2) 選択のための情報提供

- ・サービス評価実施及び自己点検を行います。
- ・サービスの質の改善のための努力。
品質マネジメントシステムを用い、改善を行います。
- ・職員研修
従事者の質的向上を図るため、研修の機会を設け、業務体制を整備します。
採用時研修－採用後2ヶ月以内 継続研修年6回。
- ・秘密の保持
従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。また、従事者でなくなった後に於いても、これらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に入れ、徹底します。
- ・標準マニュアル作成
- ・基本的には家族等の面会制限はありませんが、感染対策等によりご協力をいただく場合があります。

9 【グループホーム利用の留意事項】

認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とします。

- (1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- (2) 自傷他害の行ないないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
 - ・入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居していただく場合があります。

- ・入退居に際しては、入退去の年月日、事業所名称を介護保険被保険者証に記載し、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、必要な援助を行うよう努めていきます。

定員	1階ユニット:9名 2階ユニット:9名(計18名)
面会	午後8時以降はお休みになられる方も多いので、急用以外は、ご遠慮ください。 午前10:00~午後8:00頃まで 面会時に受付にて、面会記録用紙への記入をお願い致します。
外出・外泊	お出掛けになるときは職員への連絡をお願い致します。外出の際は、届出書の提出が必要です。 外出・外泊先で予定の変更等は連絡をお願い致します。 連絡先:グループホーム ラ シーク桂台 TEL 0554-56-8739
持込み品	居室に入る範囲内で使い慣れた日常の物をお持ちください。
宗教	他の方のご迷惑にならない範囲であれば自由です。

10 【緊急時の体制】

利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じた時は、主治医または協力医療機関、ご家族と連絡をとり、適切な措置を講じます。

【協力医療機関】

- ・大月市立中央病院 住所:山梨県大月市大月町花咲1225番地
- ・共立診療所さるはし 住所:山梨県大月市猿橋町殿上587-1
- ・岡齒科医院 住所:山梨県大月市御太刀1-12-20

11 【事故について】

- ① 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、利用者家族に等に対して連絡を行う等、必要な措置を講じます。また状況に応じて速やかに市町村に事故の内容について報告を行います。
- ② 事故が発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。
- ③ サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとしします。

12 【非常災害対策】

非常災害に備えるため、消防計画に基づき、避難訓練などを行います。防火責任者には事業所管理者を充て、火元責任者等により事業所の、始業時・終業時に、火元危険防止のため自主的に点検を行います。非常災害用の設備点検は契約保守事業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会います。非常災害用設備は常に有効に保持するように努めます。

火災や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたります。防火管理者は、従業員に対して防災教育を行います。避難訓練を2カ月に1回以上行い、そのうち年1回は総合訓練を実施します。その他、必要な災害防止対策についても必要に応じて対処します。

設備:自動火災通報装置、スプリンクラー、消火器、ナースコール等が設置してあります。

13 【サービスについて意見・要望・苦情等】

(1) 当グループホームの相談・苦情担当者

相談・苦情担当 管理者：中村 昌史 TEL 0554-56-8739

苦情解決責任者 理事長：相馬 秀守 TEL 0554-22-8888

第三者委員

苦情を解決するにあたり、ご利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を行うため、第三者委員を設置しています。

第三者委員 鈴木 正宏氏 児童養護施設「くずはの森」 TEL 0554-22-4806

第三者委員 杉本 晴彦氏 児童養護施設「くずはの森」 TEL 0554-22-4806

(2) 行政機関その他苦情受付機関

大月市役所福祉介護課【介護保険担当】

山梨県大月市大月二丁目6番20号

ダイヤルイン 0554-23-8035

山梨県国民健康保険団体連合会【介護サービス苦情処理担当】

山梨県甲府市蓬沢一丁目15番35号 山梨自治会館4階

電話番号 055-233-9201

受付時間 毎週水曜 午前9：00～午後4：00

14 当法人の概要

法人名 社会福祉法人 平成福祉会

代表者 理事長 相馬 秀守

本部所在地 〒401-0016

山梨県大月市大月町真木4660

電話 0554-23-0294

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護の利用にあたり、本書面で重要な事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所

所在地 山梨県大月市猿橋町桂台一丁目99番

名称 グループホーム ラ シーク桂台

説明者 管理者

氏 名 中村 昌史 ㊞

私は、本書面により、事業者から(介護予防)認知症対応型共同生活介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住 所

氏 名

㊞

代理人 住 所

氏 名

㊞

※代筆の場合は代筆理由
